

特定個人情報保護評価計画管理書

評価実施機関名

愛媛県八幡浜市長

作成・最終更新日

令和3年12月15日

担当部署

総務企画部総務課行政係

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
1	・番号法第7条 ・住基法第30条の6 (市町村長から都道府 県知事への本人確認情 報の通知等)等	住民基本台帳に関 する事務	・既存住民基本台帳システ ム(既存住基システム) ・住民基本台帳ネットワ ークシステム ・ID連携サーバ(団体内 統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年 4月頃	基礎					市民福祉部 市民課
-	番号法第9条第 3項	給与支払事務	・職員給与システム	○							職員又は職員で あった者の給与 に関する事項を 記録した特定個 人情報ファイル を取り扱うシス テムのため特定 個人情報保護 評価の実施が 義務づけられ ない	総務企画部 総務課
-	番号法別表第 一8	保育料の徴収等	・保育料システム	○							対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けら れない	市民福祉部 子育て支援 課
-	番号法別表第 一9	児童相談関係事務		○							対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けら れない	市民福祉部 子育て支援 課
2	番号法別表第 一10、76	健康管理に関する 事務	・健康管理システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	×	令和2年6月1日	2022年 4月頃	基礎					市民福祉部 保健セン ター
3	番号法別表第 一12	身体障害者サービ ス事務	・障害者管理システ ム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年 4月頃	基礎					市民福祉部 社会福祉課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
-	番号法別表第 -15	生活保護関係事務	・生活保護システム	○							対象人数が千人未満のため特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	市民福祉部 社会福祉課
4	番号法別表第 -16	税の滞納管理に関する事務	・滞納整理システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年 4月頃	基礎					総務企画部 税務課
5	番号法別表第 -16	個人住民税関係事務	・住民税システム ・滞納整理システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年 4月頃	基礎					総務企画部 税務課
6	番号法別表第 -16	固定資産税関係事務	・固定資産税システム ・滞納整理システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年 4月頃	基礎					総務企画部 税務課
7	番号法別表第 -16	軽自動車税関係事務	・軽自動車税システム ・滞納整理システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年 4月頃	基礎					総務企画部 税務課
8	番号法別表第 -16	国民健康保険税関係事務	・国民健康保険税システム ・滞納整理システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年 4月頃	基礎					総務企画部 税務課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
9	番号法別表第 一19、35	公営住宅・改良住 宅の管理事務	・公営住宅システム ・収納消込システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎				総務企画部 財政課
-	番号法別表第 一27	学校保健医療事務		○							対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けられ ない	学校教育課
10	番号法別表第 一30	国民健康保険事務	・国民健康保険シ ステム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ ・国保総合システム および国保情報集 約システム ・医療保険者等向 け中間サーバ等	○	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎				市民福祉部 市民課
11	番号法別表第 一36の2	被災者台帳作成事 務	・被災者支援シス テム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	未定	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎				総務企画部 総務課
-	番号法別表第 一37、46	児童扶養手当等に 関する事務	・児童扶養手当シ ステム	○							対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けられ ない	市民福祉部 子育て支援 課
-	番号法別表第 一41	高齢者施設入所に 関する事務		○							対象人数が千 人未満のため特 定個人情報保 護評価の実施 が義務付けられ ない	市民福祉部 社会福祉課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日	しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日			
-	番号法別表第 -47	福祉手当事務		○							対象人数が千人未満のため特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	市民福祉部 市民課
12	番号法別表第 -49、76	母子保健、健康増進に関する事務	・健康管理システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ ・サービス検索・電子申請機能 ・ワクチン接種記録システム	○	令和3年7月30日	2022年 4月頃	基礎					市民福祉部 保健センター
13	番号法別表第 -56	児童手当の支給に関する事務	・児童手当システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年 4月頃	基礎					市民福祉部 子育て支援課
14	番号法別表第 -59	後期高齢者医療保険事務	・後期高齢者医療システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年 4月頃	基礎					市民福祉部 市民課
15	番号法別表第 -68	介護保険関係事務	・介護保険システム ・ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年 4月頃	基礎					市民福祉部 保健センター
-	番号法別表第 -84	障害者自立支援に関する事務	・G-Trust	○							対象人数が千人未満のため特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	市民福祉部 社会福祉課

評価書 番号	法令上の 根拠	事務の名称	システムの名称	情報 連携	基礎項目評価			重点項目／全項目評価			備考	担当部署
					前回実施日	次回実施予定日		しきい値 判断	前回実施日	次回実施予定日		
16	番号法別表第 一94	子ども子育て支援 関係事務	・子育て支援システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎				市民福祉部 子育て支援 課
17	番号法別表第 一31	国民年金関係事務	・国民年金システム ・ID連携サーバ(団 体内統合利用番号 連携サーバ) ・中間サーバ	○	令和2年6月1日	2022年	4月頃	基礎				市民福祉部 市民課

(別添1) システム概要図

情報提供ネットシステムワークシステム

インターフェイスシステム

- 個人番号を直接保有するシステム
- 他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム
- 個人番号にアクセス出来ないシステム
- PIA実施義務の対象外である事務に使用するシステム

中間サーバ

団体内統合宛名

住民基本台帳

住基ネット

証明書発行

印鑑証明

学校教育

国保資格

国民年金

軽自動車税

固定資産税

申告受付

住民税

法人税

国保税

税収納

送付先口座

介護慰労金

保健福祉台帳

健康管理

保育料

子ども子育て支援

障害者管理

児童手当

三公費

児童扶養手当

選挙

公営住宅

介護保険

後期高齢

滞納整理

口座振替振込

下水道受益者負担金

水道料金

下水道料金

封筒印字

広報委員管理

要保護者台帳

生活保護

障害者自立支援

職員給与

(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

1. 個人番号にアクセスできるシステム

個人番号を直接保有するシステム	<ul style="list-style-type: none">・宛名管理システム・住民基本台帳システム・介護保険システム・後期高齢システム
他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳ネットワークシステム・国保資格システム・国民年金システム・軽自動車税システム・固定資産税システム・申告受付システム・住民税システム・国保税システム・税収納システム・健康管理システム・子ども子育て支援システム・障害者管理システム・児童手当システム・公営住宅システム・滞納整理システム

2. 個人番号にアクセスできないシステム

ネットワークが物理的に分離しているシステム	<ul style="list-style-type: none">・職員給与システム・生活保護システム・障害者自立支援システム
ネットワークが論理的に分離しているシステム	
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	<ul style="list-style-type: none">・証明書発行システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・印鑑証明システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・学校教育システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・法人税システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・送付先口座システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・介護慰労金: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・保健福祉台帳システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・三公費システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・選挙システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・口座振替振込システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・下水道受益者負担金システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・水道料金システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・下水道料金システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・封筒印字システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・広報委員管理システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御・要援護者台帳システム: アプリケーションによりデータベースへのアクセスを制御